

付属資料－5 その他資料、情報等

- 5-1 調達事情
- 5-2 調達に係る法令・規制等
- 5-3 ウズベキスタン国の行政組織図
- 5-4 国家税関委員会の組織図
- 5-5 運輸交通セクター組織図
- 5-6 輸出入貨物の通関フロー図
- 5-7 税関検査必須商品一覧の承認に関する大臣会議令 No. 75
- 5-8 自然保護法 No. 754-XII
- 5-9 放射線安全法 No. 120-II
- 5-10 既存貨物検査機材の現状
- 5-11 道路網図
- 5-12 鉄道路線図
- 5-13 国営株式会社 Uzavtoyul 組織図
- 5-14 国営株式会社 Uzavtoyul 執行部（本部）組織図
- 5-15 税関法の概要
- 5-16 主要品目 2008 年輸入関税率表
- 5-17 タジク国境税関に関する大臣会議令 No. 274
- 5-18 工程表
- 5-19 ハイリスク税関所の既存機材の現状
- 5-20 ハイリスク国境税関（所在地、通関統計、非合法物の摘発実績）
- 5-21 収集資料リスト

5-1 調達事情

(1) 調達国

本プロジェクトの機材メーカーは、第2章の表2-30に示したように日本、あるいはドイツや米国などの第三国が挙げられる。調達機材のメーカー選定は、機材の運営維持管理、スペアパーツ調達の容易さ、およびアフターセールスサービスなどの観点から、ウ国に代理店のあるメーカーを推奨する。

(2) 調達機材の輸出規制

1) 日本調達機材

① 輸出許可¹

機材の調達国を日本とした場合、日本から輸出される貨物は、国際的な平和と安全を維持するために、外国為替、外国貿易法、および輸出貿易管理令²の輸出規制を受ける。規制内容等は次のとおり。

表 B-1 日本の輸出規制

内容	主管官庁	該当法令
輸出承認証 ³	経済産業省	外国為替および外国貿易法第48条第1項
輸出貿易管理令	経済産業省	別表第1条、および第2条
キャッチオール規制 ⁴	経済産業省	輸出貿易管理令の別表第1条の第16項

補足説明：

¹ 貨物を輸出する場合、輸出者はその貨物を保税地域へ搬入後、その保税地域を管轄する税関に対して、輸出申告を行う。税関は貨物に対して必要な審査と検査を行い、輸出者に対して輸出許可を与える。また、輸出貿易管理令²に特定されている貨物を輸出する場合には、あらかじめ経済産業省大臣の輸出承認を受ける必要がある。輸出申請が認められ発給される承認書を輸出承認書³という。

² 外為法に基づき、日本の輸出貿易に係る規定を実施するために制定された政令。とくに輸出の許可・承認に関する必要な事項が定められている。

³ 貿易管理令に特定されている貨物を輸出する場合、あらかじめ経済産業省大臣の承認を受ける必要があり、申請が認められ発給される書類を輸出承認書という。

⁴ 規制対象貨物をあらかじめ特定することなく、懸念があれば「すべての輸出される貨物または提供される技術等が規制対象になる」規制をいう。平成14年から導入された。

② 輸出梱包

日本調達機材は、海上輸送と内陸輸送に適した輸出梱包を施した後、ダメージ・盗難防止、および天候による劣化等を防止するため、原則として、コンテナに機材を収めて輸送することを推奨する。とくに要請機材が精密機材の場合、防湿・防水・防錆を目的としたバリヤ梱包を推奨する。

2) 第三国調達機材

輸出に関する法規制は、機材製造国により異なるため、第三国調達機材については、機材製造国の輸出規制を確認する必要がある。たとえば、米国からのX線検査装置の輸出については、同国の商務省の輸出許可を得る必要があり、輸出許可申請から許可を得るまでは約3~4ヵ月を要する。

(3) 輸送ルートと所要日数

ウ国は二重内陸国で海に面していないため、海上輸送の貿易港が存在しない。日本、

あるいは第三国(欧米)で機材を調達した場合、ウ国までの輸送ルートはロシア・ルート、中国ルート、イラン・ルート、欧州ルートなどが想定される。これらの輸送ルートは出発国から、ウ国までを船舶、道路、鉄道を利用した複合輸送が見込まれる。下記表のとおり、ルートと所要日数についてまとめた。

表 B-2 機材の輸送ルート

出発国	輸送ルート	複合輸送
日本	ロシア・ルート	ロシア国のナホトカ(Nakhodka)港やポストチヌイ(Vostochny)港で機材を陸揚げし、税関当局での仮通関後、シベリア鉄道を利用して、カザフスタン国を經由して、ウ国のタシケント市へ保税輸送され、同市の税関局で機材の輸入通関を行う。
	中国ルート	中国の連雲(Lianyungang)港や(天津)新港(Xingang)などで機材を陸揚げし、税関当局での仮通関後、鉄道で中国を經由して、ウ国のタシケント市へ保税輸送され、同市の税関当局で機材の輸入通関を行う。
	イラン・ルート	イラン国のバンドル・アッパース(Bandar Abbas)港で機材を陸揚げし、税関当局での仮通関後、トラック輸送でイラン国とトルクメニスタン国を經由して、ウ国のタシケント市へ保税輸送され、同市の税関当局で機材の輸入通関を行う。
ドイツ	欧州ルート	ドイツ国から鉄道を使い、ポーランド国、ベラルーシ国、ロシア国、カザフスタン国を經由して、ウ国のタシケント市へ保税輸送され、同市の税関当局で機材の輸入通関を行う。
米国	日本を經由した中国ルート、ロシア・ルート	米国のバージニア州ノーフォーク(Norfolk)港から、日本の横浜港などを經由して、中国の連雲港やロシア国のナホトカ港などで機材を陸揚げし、税関当局での仮通関後、中国やロシア国を鉄道によりウ国のタシケント市へ保税輸送され、同市の税関当局で機材の輸入通関を行う。

(出所：海運貨物取扱業者への聞き取り調査の結果に基づく情報)

上記のとおり、ロシア・ルートの場合、ナホトカ港かポストチヌイ港で調達機材を荷揚げして、同港の税関当局で保税輸送のための仮通関を行う。中国ルートの場合、連雲港か新港の税関当局で仮通関を行う。イラン・ルートの場合、バンドル・アッパース港、欧州ルートの場合、ポーランド国で仮通関を行う。

仮通関後、調達機材を鉄道やトラックにより保税輸送を行い、ウ国のタシケント市で輸入通関(本通関)を行う。通関には輸入申告書、船荷証券、商業インボイス、梱包明細書、原産地証明書(必要な場合)などを税関当局へ提出する。通関後、プロジェクト・サイトへコンテナのまま運び、技術者派遣による調達機材の据付作業が始まるまで一時保管する。

表 B-3 輸送ルートと所要日数

出発国	輸送ルート	内容	所要日数	備考
日本	ロシア・ルート	海上輸送	5~8 日間	横浜港→ナホトカ港(ポストチヌイ港)
		仮通関	7~14 日間	ナホトカ港(ポストチヌイ港)で保税申請
		鉄道輸送	15~18 日間	ナホトカ港→タシケント市
		本通関	7~14 日間	タシケント市で輸入通関と免税手続き
		国内輸送	2~3 日間	タシケント市→プロジェクト・サイト
		小計	36~57 日間	
	中国ルート	海上輸送	4~10 日間	横浜港→連雲港(新港)
		仮通関	5~7 日間	連雲港(新港)で保税申請
		鉄道輸送	15~18 日間	連雲港→タシケント市
		本通関	7~14 日間	タシケント市で輸入通関と免税手続き
		国内輸送	2~3 日間	タシケント市→プロジェクト・サイト
		小計	33~52 日間	
	イラン・ルート	海上輸送	21~28 日間	横浜港→バンドル・アッパース港
		仮通関	5~7 日間	バンドル・アッパース港で保税申請
		トラック輸送	5~7 日間	バンドル・アッパース港→タシケント市
		本通関	7~14 日間	タシケント市で輸入通関と免税手続き
		国内輸送	2~3 日間	タシケント市→プロジェクト・サイト
		小計	40~59 日間	
ドイツ	欧州ルート	仮通関	10~14 日間	ポーランド国で保税申請
		鉄道輸送	15~18 日間	ポーランド国→タシケント市
		本通関	7~14 日間	タシケント市で輸入通関と免税手続き
		国内輸送	2~3 日間	タシケント市→プロジェクト・サイト
		小計	34~49 日間	
米国	ロシア・ルート	海上輸送	23~25 日間	ノーフォーク港→横浜港
		海上輸送	5~8 日間	横浜港→ナホトカ港(ポストチヌイ港)
		仮通関	7~14 日間	ナホトカ港で保税申請
		鉄道輸送	15~18 日間	ナホトカ港→タシケント市
		本通関	7~14 日間	タシケント市で輸入通関と免税手続き
		国内輸送	2~3 日間	タシケント市→プロジェクト・サイト
		小計	59~82 日間	
	中国ルート	海上輸送	23~25 日間	ノーフォーク港→横浜港
		海上輸送	4~10 日間	横浜港→連雲港(新港)
		仮通関	5~7 日間	連雲港(新港)で保税申請
		鉄道輸送	15~18 日間	連雲港→タシケント市
		本通関	7~14 日間	タシケント市で本通関と免税手続き
		国内輸送	2~3 日間	タシケント市→プロジェクト・サイト
		小計	56~77 日間	

(出所：Shipping Gazette 2009 年 1 月 5 日号、同 2 月 2 日号、および海運貨物取扱業者の聞き取り調査の結果に基づく情報)

5-2 調達に係る法令・規制等

(1) ウ国の輸入規制

日本や第三国(欧米)から、貨物用X線検査機材をウ国へ輸入する場合の輸入規制はない。ただし国内に入れるにあたり、UZSTANDARD から製品の安全性について証明書を取る必要がある。このような機材の輸入手続きは法令の規定に従う。

輸入地域規制に関する法律はなく、輸入品目規制に関する法律としては、1997年10月10日付大統領令 No. 1871 の Attachment No. 5 の中で、輸入禁止品が定められている。

(2) ウ国の免税

我が国の無償資金協力により調達された機材は、ウ国への輸入の際、同国が負担事項として免税措置を行う。免税の適用は、日本あるいは第三国から、ウ国へ輸入される機材に対する輸入関税、およびウ国国内で調達された機材の付加価値税である。ウ国の免税に関する情報について、下記の表のとおり示した。

表 B-4 輸入関税の免税

項目	内容
免税を管轄する官庁名	2005年2月4日付大統領指令(Rasporyazhenie)No. R-2118 「大臣会議令、大臣会議指令の策定、検討、調印手続き」の Attachment1 2項により、関税減免等は大統領が採択する令、および指令を根拠に行われる。
官庁の所在地	100163, Prospekt Uzbekstansky 43, Tashkent City
担当部署と担当者	大統領府
輸入関税の免税手続きと必要な書類	1997年8月29日付「関税率法」第33条に従い免税される物品が決められている。

(出所：質問票の回答)

表 B-5 VAT の免税

項目	内容
免税を管轄する官庁名	2005年2月4日付大統領指令(Rasporyazhenie)No. R-2118 「大臣会議令、大臣会議指令の策定、検討、調印手続き」の Attachment1 2項により、関税減免等は大統領が採択する令、および指令を根拠に行われる。
官庁の所在地	100163, Prospekt Uzbekstansky 43, Tashkent City
担当部署と担当者	大統領府
付加価値税の免税手続きと必要な書類	税法典第211条に従い、VAT を免税される物品が決められている。

(出所：質問票の回答)、VAT: Value Added Tax

(3) 環境影響評価に関わる法律

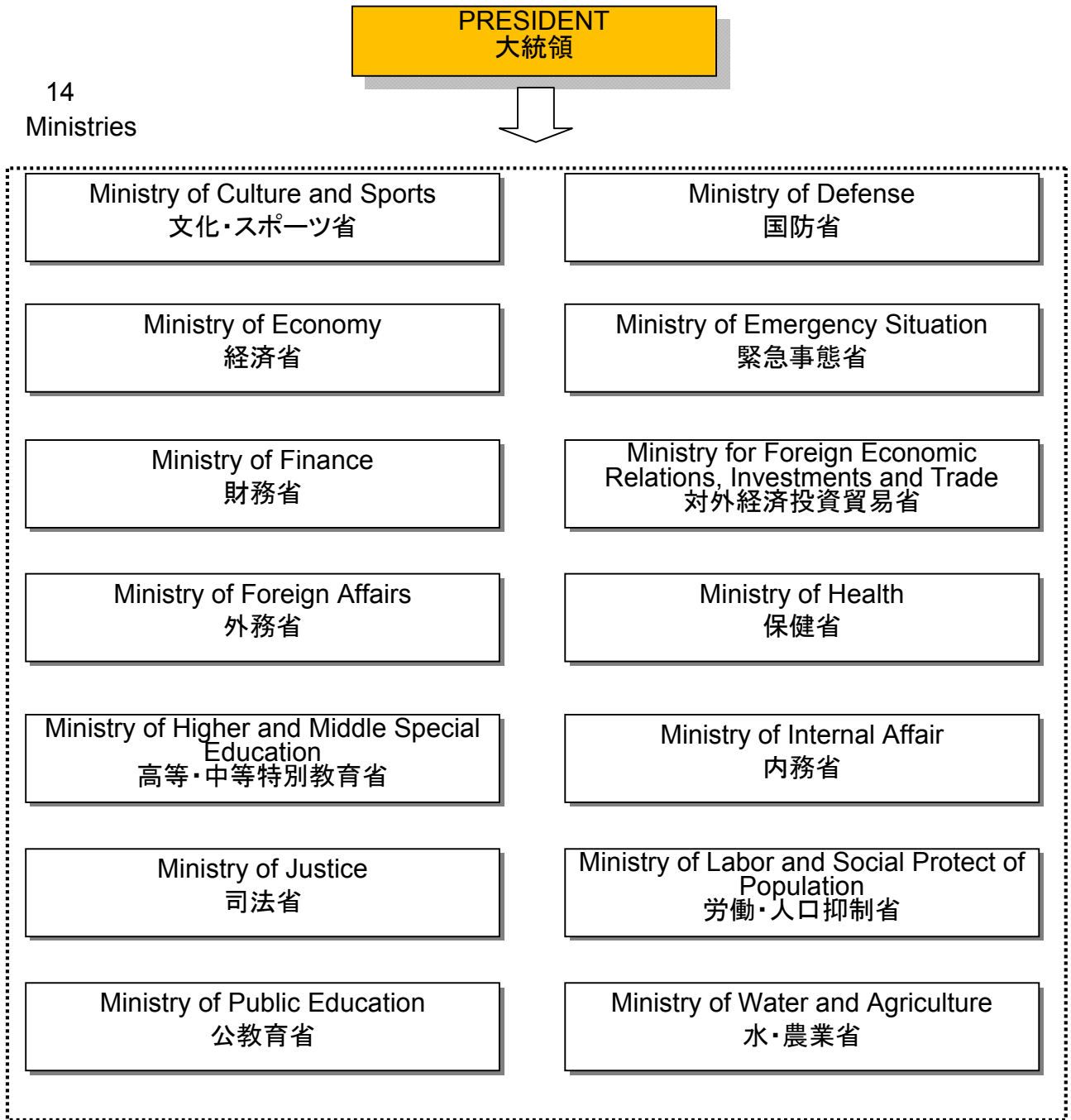
ウ国の自然保護法 No. 754-XII の中で、環境評価を実施することが義務づけられている。予定されている事業や実施中の事業の環境リスクを測ること、事業が環境保護法令に従っているかどうか確認することなどが謳われている。(付属資料 2-8 参照)

(4) 放射線機材設置に関わる法律

2000年8月31日付「放射線安全に関する法」No. 120-II で規定されている。放射線からの保護対策の基本原則も同法により規定されている。(付属資料 2-9 参照)

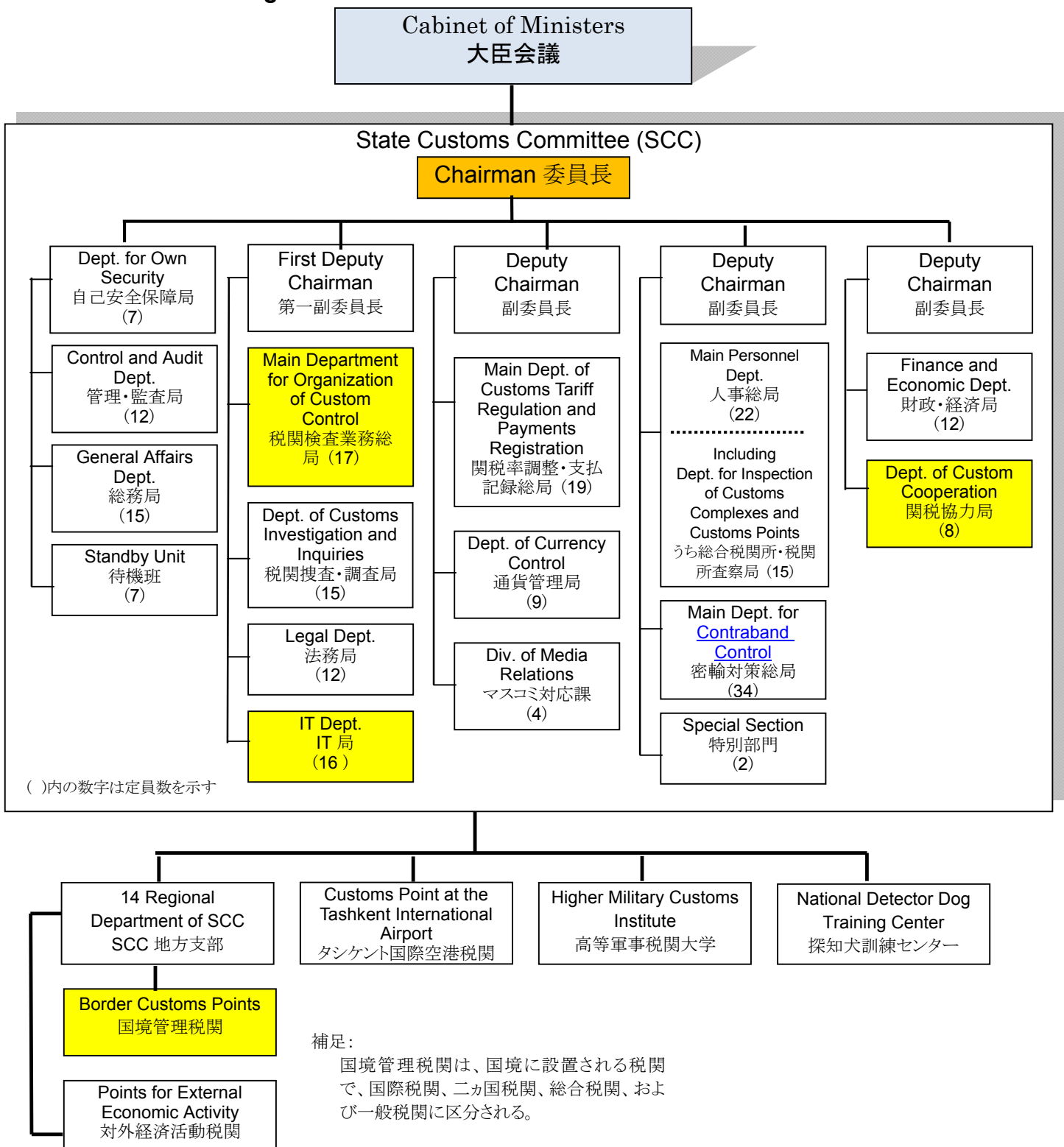
5-3 ウズベキタン国の行政組織図
Administrative Organization Chart

14
Ministries

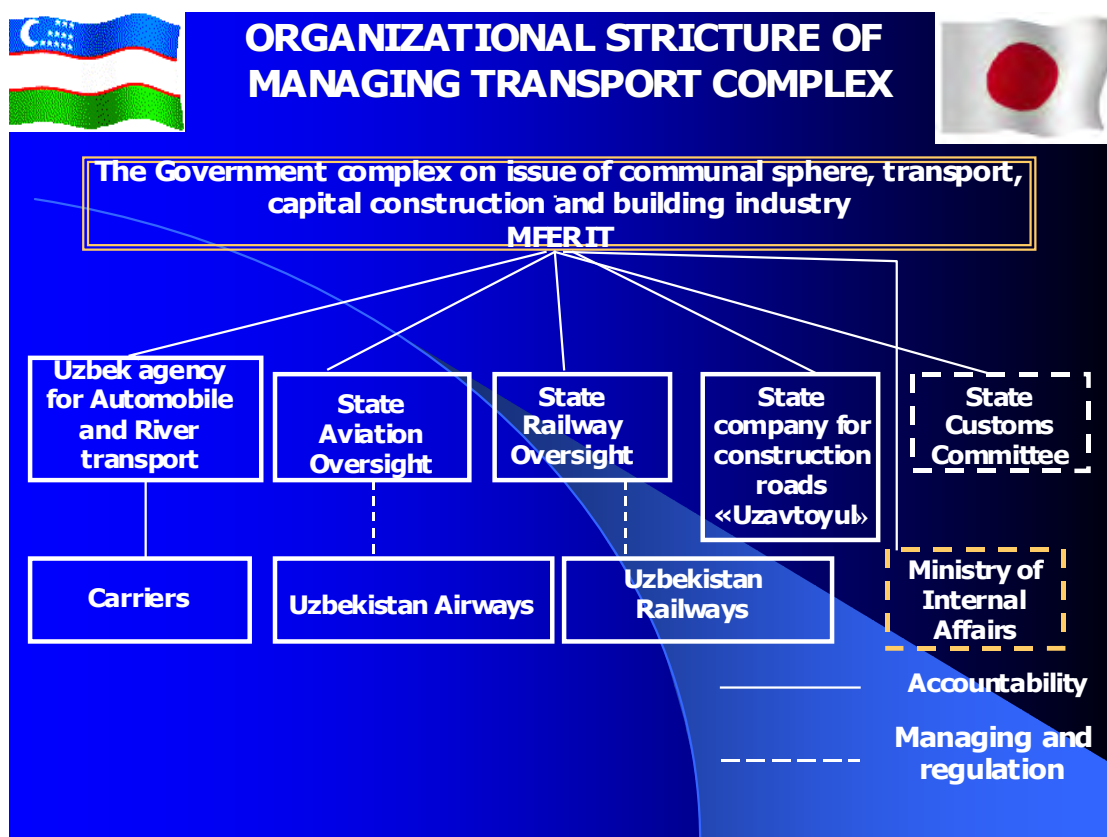


5-4 国家税関委員会の組織図

Organization Structure of the State Customs Committee

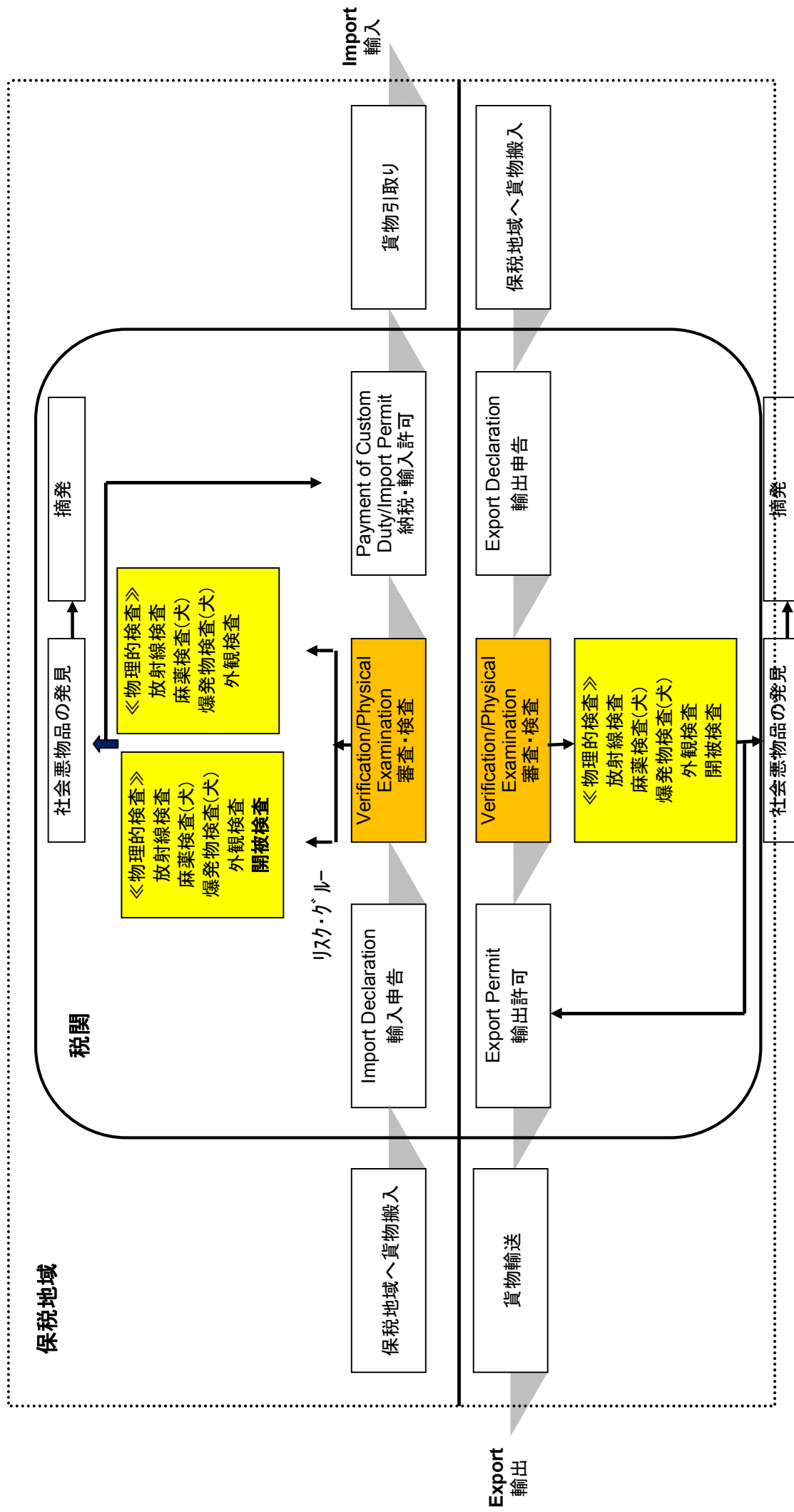


5-5 運輸交通セクター組織図



出所：対外経済貿易投資省

5-6 Flow Chart of Customs Clearance
輸出入貨物の通関フロー図



保稅地域: 輸出入手続きを適切かつ効率的に行い、また、貨物を輸入手続き未済のまま蔵置し、または加工・製造、展示等を行うことができる特定の場所。
 保稅とは関稅の徴収を一時留保することをいう。

通関: 貨物の輸出入に際して、税関に輸出入申告をして、許可を得る手続き。

検査: 税関は十分な書類検査を行い、また必要に応じて貨物の検査を行う。検査方法は、見本検査、全品検査、一部検査がある。

検査場所は検査場や現場などがある。

5-7 税関検査必須商品一覧の承認に関する大臣会議令No. 75

2006年5月4日

(概要)

- ・ 税関検査必須商品一覧を承認する。
- ・ SCCは念入りに検査すること。
- ・ SCCは、大臣会議と相談のうえでこの商品一覧を変更する権限を持つ。
- ・ 本令の実行監督責任は副首相 Mr. AZIMOV R. が負う。

2006年5月4日付大臣会議令 No. 75 Annex

税関検査必須品目一覧

(訳注：大分類のみ要訳)

01	生き物
02	肉と肉製品
03	
04	乳製品、鶏卵、はちみつ、他で言及されていない動物由来の食品
05	
06	生木、その他植物、球根、根、生花、観葉植物
07	野菜（根菜など）
08	果物、ナッツ類
09	コーヒー、お茶類
10	
11	
12	油採取用の種子や実、その他の種子と実、薬草、工業用植物
13	
14	ニット製品用の植物原料、その他植物由来の物
15	植物油脂、動物油脂
16	肉、魚介類の加工品
17	砂糖と砂糖菓子
18	カカオ、カカオ製品
19	小麦、でんぷん、牛乳を使用した加工食品
20	野菜、果物、ナッツの加工食品
21	各種食品
22	アルコール飲料、ノンアルコール飲料、酢
23	生ゴミ、飼料
24	たばこ、たばこ代替品
25	塩、石灰、セメント、硫黄、土、石
26	
27	鉱物燃料、石油、石油製品、褐炭
28	
29	有機化合物

30	薬品
31	肥料
32	染料、墨、その他
33	エッセンシャルオイル、合成樹脂、香水、化粧品類
34	石鹼、洗剤、潤滑油、ろうそく、歯科用石膏
35	タンパク質、酵素、のり
36	爆発物、マッチ、一部燃料
37	写真、映画
38	その他化学製品
39	プラスチック製品
40	ゴム、ゴム製品
41	
42	革製品
43	天然毛皮、人工毛皮
44	木材、木炭
45	
46	わら製品、籠など
47	パルプ材、パルプ製品
48	紙、段ボール
49	印刷物など
50	シルク
51	羊毛、その他動物の毛とその製品
52	綿花
53	その他植物性繊維、紙繊維
54	化学製の糸
55	科学繊維
56	脱脂綿、縄、ロープ、紐
57	絨毯類
58	特殊な布、レース、刺繍
59	繊維素材
60	メリヤス布
61	メリヤスの服飾品
62	メリヤス以外の服飾品
63	その他繊維製品、中古品含む
64	靴
65	帽子
66	傘、日傘、騎馬用鞭
67	羽毛、羽毛製品、造花、人毛製品
68	石や石膏、セメントなどを使った製品
69	陶器

70	ガラス製品
71	天然・人工真珠
72	鉄
73	鉄製品
74	銅と銅製品
75	ニッケルとニッケル製品
76	アルミとアルミ製品
77	
78	鉛と鉛製品
79	亜鉛と亜鉛製品
80	錫と錫製品
81	その他卑非金属とその製品
82	工具、ナイフ、スプーン、フォークなど非金属製品
83	その他卑金属製品
84	原子炉、ボイラーなど
85	電気製品、オーディオ製品その他
86	
87	鉄道や市電を除く陸上輸送機器とその部品
88	飛行機、宇宙船、その部品
89	船舶、ボート
90	光学製品
91	時計
92	楽器
93	武器、弾薬
94	家具
95	玩具
96	その他（象牙品、筆記用具、ライターなど）
97	芸術品

5-8 自然保護法 No. 754-XII

1992年12月9日付

(以下、環境影響評価に係る部分のみ抽出。一部要訳)

第8条 自然保護行政

自然保護行政は大臣会議、国家自然保護委員会（以下、委員会）、地方行政機関が実施する。

第9条 大臣会議の権限（環境アセスの記述なし）

第10条 地方行政機関の権限（環境アセスの記述なし）

第11条 委員会の権限（環境アセスの記述なし）

第6章 国の環境評価

第24条 その目的

何らかの事業について決定する前に、国の環境評価を必ず実施しなくてはならない。

実施は法の規定に従った方法で行う。

(第三項は2000年8月31日付の法律No.125-11により無効になっている)

環境評価の目的は、予定されている事業や実施中の事業の環境リスクを測ること、事業が環境保護法令に従っているかどうか確認すること、事業に盛り込まれている環境保護策が十分であるか判断することにある。

第25条 環境評価の対象

対象は法令で規定される（この項は2000年8月31日付の法律No.125-11で編集）。

国の環境評価の結果が肯定的でない事業は実施不可。

(注:25条のあとに、2000年8月31日付の法律No.125-11によって第26条は無効になっている、という一文があるが、すぐ下に以下のような26条の記述がある。通常無効になったものは削除し記述しないはずなので、下記の26条が新たに効力を持っているものなのか何なのか、扱いが分からない)

第26条 衛生環境評価

(環境汚染が人の健康にどう影響するかの評価)

衛生環境評価は、保健関連機関や自然保護委員会、治安維持機関の提議で保健省が実施決定をする。その方法は、保健省が自然保護委員会と合意して決められる。

第27条 社会の環境評価

(社会団体が自費で行う評価で、勧告的性格を持つ)

第7章 環境管理（以下、環境の状態、環境汚染のモニタリングについて記述）

第10章 事業活動に対する環境要件 (Ecological Requirement)

第41条 建設、設計、再建などの際の環境要件

企業や建物、その他施設を設置、設計、建設、再建、拡張、技術更新、運転、撤去する際は、環境安全保障の要求事項が遵守され、自然保護策が見込まれていなくてはならない。(以下略)

第42条 放射性物質や化学物質を扱う際の環境要件

企業、団体、組織、個人は、放射性物質や化学物質を製造、保管、輸送、利用、無害化、埋蔵す

る際に環境要件や規則、基準を遵守し、悪影響を防止・除去するための施策をとり、それら基準を超えた場合にはただちに放射線や化学物質の安全管理機関に通報しなくてはならない。(以下略：放射性廃棄物と化学性廃棄物の処理には自然保護委員会の許可が必要ということ)

第 46 条 環境証明書 (Ecological Certificate)

第 53 条 国際自然保護協定

(要訳：国際協定が国内法より優位にある。ただし国内法がより厳しい要件を定めている場合はこの限りではない)

5-9 放射線安全法 No. 120-11

2000年8月31日付 No. 120-11

第7条 国の放射線安全規制

(要訳) 放射線安全規制をするのは大臣会議とその指定する機関。放射線安全規制とは、国による監督、管理、許可、放射線汚染評価などを含む。

第8条 放射線安全管理 (Control)

(要訳) 表題を実施するのは「産業・採掘業・公共サービス分野の安全業務監督国立検査局」(State Inspection for Supervision of Safety Operation in Industry, Mining and Public Utility Sector)、保健省、自然保護委員会、国家税関委員会である。(本項は2007年12月18日付法律 No. ZRU-133で編集されている)

(中略)

管理実施方法は別途法令で規定する。

第9条 放射線源利用施設の国の評価

放射線源利用施設は、法令で規定された手順で国による環境評価、放射線・衛生評価、技術評価を受けなくてはならない。

第10条 放射線源の扱いに対する許可

(要訳) 放射線源を扱う際には、規定された手順に従って許可を得なくてはならない。

第11条 放射線安全基準

(要訳) 放射線安全基準の策定とは、衛生基準、建築基準、労働基準、放射線安全関連文書などの策定のことである。

第13条 放射線安全評価

(要訳) 地方行政機関や放射線安全規制をする国の機関、放射線源利用者は安全評価を行う。安全評価とは職員や近隣住民の予想される被ばく量、これまでの被ばく量の分析を含む。

第14条 放射線・衛生手帳

(要訳) 利用者が持つ上記手帳には、毎年安全評価の結果を記入する。

第17条 放射線源利用者の、放射線安全に関する義務

(要訳)

- ・安全策の策定と実施
- ・放射線源となる製品や物質などの安全評価をし、根拠を提示
- ・放射線源利用施設の安全管理
- ・職員の被ばく量計測
- ・定期健康診断実施、その他

第18条 人の被ばく量計測

上記は、大臣会議が定める共通計測制度の枠内で実施する。

第20条 衛生・保護区域と監視区域

(要訳) 放射線源利用施設周辺には、衛生・保護区域と監視区域を設けなくてはならない。

(注：第2条の「用語の定義」によると次の通り。)

衛生・保護区域 (Sanitary and Protection Zone) : 放射線源周辺域で、通常運転時の人の被ばく量が一定の基本被ばく量を超過する可能性がある区域。

監視区域 (Zone of Observation (or Supervision)) : 衛生・保護区域の外にあり、放射線モニタリングが実施される区域

衛生・保護区域の範囲と境界線は国家建築建設委員会が保健省と調整して決定する。

衛生・保護区域内では人の定住、一時的居住が認められない。また、放射線源の利用と関係のない施設の設置も認められない。

衛生・保護区域内にある既存施設を事業目的で利用する場合、その性格を変更し大臣会議の許可を受けた場合に利用可能となる。

監視区域の範囲と境界線は放射線源利用者が決定し、地方行政機関や国の放射線安全規制機関と調整する。

第26条 国際協定

(要訳) 国際協定が国内法に優先する。

(1) 道路国境(アラット)

既存貨物検査機材の現状

#	機材名称	内容	
1	手荷物用X線検査機材	メーカー名	Smith Heimann (ドイツ)
		型式	HS7085A
		設置年月日	1996年5月
		数量	2台
		装置の構成	本体、プロセッサー、モニター、キーボード、UPS
		所有権	SCC
		設置場所	SCC Bukhara 州支部総合税関所「Alat」
		使用者	Alatの検査官 (Inspector)
		所属先	検査グループ
		経験年数	平均2, 3年
		使用電源	AC 220V 単相 50Hz
		X線画像解析の問題点	なし
		機材使用上の問題点	なし
		機材維持管理の問題点	なし
機材継続使用の可否	可		
2	ポータルモニター (放射線管理システム)	メーカー名	ロシア「ASPEKT」
		型式	Yantari-2A
		設置年月日	2005年6月
		数量	2セット
		装置の構成	本体、プロセッサー、モニター、キーボード、UPS、ビデオカメラ、監視システム
		おもな仕様	放射性物質の特定用
		所有権	SCC
		設置場所	総合税関所「Alat」
		使用者	総合税関所「Alat」放射線管理グループの検査官
		所属先	放射線管理グループ
		経験年数	平均2, 3年
		コンテナ1台当たり検査所要時間	通過に応じて
		トラック1台当たり検査所要時間	通過に応じて
		上記以外の車両1台当たり検査所要時間	通過に応じて
		使用電源	AC220V3相 50Hz
		機材継続使用の可否	可

(出所：質問票の回答、および準備調査団員の現場視察の結果に基づく情報)

(2) 鉄道国境(ホジャダブラ駅)

既存の検査機材の使用状況

#	機材名称	内容	
1	ポータルモニター (放射線管理システム)	メーカー名	ASPEKT (ロシア)
		型式	Yantari-2A
		設置年月日	2005年6月
		数量	2台
		装置の構成	本体、プロセッサ、モニター、キーボード、UPS、ビデオカメラ、監視システム
		おもな仕様	放射性物質の特定用
		所有権	SCC
		設置場所	SCC Bukhara 州支部 鉄道税関所「Khuzhadavlat」
		使用者	鉄道税関所「Khuzhadavlat」の検査官
		所属先	検査グループ
		経験年数	平均2,3年
		コンテナ1台当たり検査所要時間	通過に応じて
		トラック1台当たり検査所要時間	通過に応じて
		貨物検査の頻度(1日当たり)	通過に応じて
		使用電源	AC220V3相50Hz
		機材使用上の問題点	なし
機材維持管理の問題点	なし		

(出所：質問票の回答、および準備調査団員の現場視察に基づく情報)

(3) 道路国境(アイリトン)

既存の検査機材の使用状況

#	機材名称	内容	
1	手荷物用X線検査機材	メーカー名	ライスキャン SYS231
		型式	No.151150
		設置年月日	2003年
		数量	2台
		装置の構成	本体、プロセッサー、モニター、キーボード、UPS
		所有権	SCC
		設置場所	SCC Surkhandariya 州支部 総合税関所「Airitom」
		使用者	「Airitom」の検査官
		所属先	ITグループ
		経験年数	平均2、3年
		使用電源	AC 220V 単相 50Hz
		X線画像解析の問題点	なし
		機材使用上の問題点	なし
		機材維持管理の問題点	なし
機材継続使用の可否	可		
2	手荷物用X線検査機材	メーカー名	Smith Heimann (ドイツ)
		型式	HS7085A、No.14345
		設置年月日	2003年
		数量	2台
		装置の構成	本体、プロセッサー、モニター、キーボード、UPS
		所有権	SCC
		設置場所	SCC Surkhandariya 州支部 総合税関所「Airitom」
		使用者	「Airitom」の検査官
		所属先	ITグループ
		経験年数	平均2、3年
		使用電源	AC 220V 単相 50Hz
		X線画像解析の問題点	なし
		機材使用上の問題点	なし
		機材維持管理の問題点	なし
機材継続使用の可否	可		
3	中型X線検査機材	メーカー名	Rapiscan (米国)
		型式	530
		設置年月日	2003年
		数量	1台
		装置の構成	本体、プロセッサー、モニター、キーボード、UPS
		所有権	SCC
		設置場所	SCC Surkhandariya 州支部 総合税関所「Airitom」
		使用者	「Airitom」の検査官
		所属先	ITグループ
		経験年数	平均2、3年
		使用電源	AC 220V 単相 50Hz
		X線画像解析の問題点	なし
		機材使用上の問題点	なし
		機材維持管理の問題点	なし
機材継続使用の可否	可		

(出所：質問票の回答、準備調査団員の現場視察、および関係者への聞き取り調査の結果に基づく情報)

(4) 鉄道国境(アイリトン駅)

鉄道車両を検査する機器はなし(出所：質問票の回答)